

ひょうご防災減災推進条例の改正（令和3年10月改正関係）

1 条例改正の理由

阪神・淡路大震災の経験と教訓を地域や世代を越えて継承するとともに、防災減災の取組を一層推進することによる安全で安心な社会づくりを進めることを目的として制定した「ひょうご防災減災推進条例」について、災害対策基本法（以下「法」という。）の改正により個別避難計画の作成が市町の役割とされたこと等を踏まえ、所要の整備を行う。

2 条例改正の概要

(1) 市町の取組に個別避難計画を明記（第3条第1項関係）

法改正により、個別避難計画の作成が市町の努力義務とされたことを踏まえ、市町の個別避難計画の作成を促進するため、市町の取組のうち避難行動要支援者の支援について、個別避難計画の作成等を例示として明記する。

(2) 市町の取組に個別避難計画情報を提供するための条例制定等法制上の措置をとることを追加（第3条第3項関係）

法改正により、市町の条例に特別の定めがある場合、避難行動要支援者等の同意がなくても、平常時から個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供することができることとされた。これを踏まえ、市町の取組に、特別の定めを設ける条例を制定する等法制上の措置をとることを新たに追加する。

(3) 自主防災組織等の取組の整備（第5条第2項関係）

法改正により、個別避難計画の作成が市町の努力義務とされたことに伴い、自主防災組織等の取組としていた個別避難計画の「作成」を、個別避難計画の「作成への参画」に改める。

3 災害対策基本法の改正概要（令和3年5月20日施行）

(1) 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

(2) 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。

(3) 災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。